

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	T D K株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7100
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーション本部総務グループ総務部長 綾部 昭彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目9番1号
【電話番号】	03(6852)7100
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーション本部総務グループ総務部長 綾部 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第119回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式 1株につき金50円

配当総額 6,299,373,600円

効力発生日 平成27年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、上釜健宏、小林敦夫、植村博之、齋藤昇、澄田誠、吉田和正及び石村和彦の7氏を選任する。

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役として、四居治、米山淳二、八木和則、石黒徹及び藤村潔の5氏を選任する。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役7名のうち、業務執行を兼ねる取締役4名(社外取締役3名は対象外)に対し、取締役賞与を総額91,650千円支給する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件(賞与年額枠設定)

業務執行を兼ねる取締役(社外取締役及び業務執行を兼ねない取締役は対象外)に対する業績連動賞与について、支給上限枠を設定することとし、基本報酬とは別に年額3億50百万円以内とする。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額改定及び業績達成条件付ストックオプション導入の件

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションについて、業績達成条件付のストックオプション(新株予約権)を新たに導入するとともに、報酬額を年額4億57百万円以内、発行する新株予約権の総数を年間775個以内にそれぞれ改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	932,747	1,904	1,242	99.47	可決
第2号議案					
上釜 健宏	922,917	11,740	1,240	98.43	可決
小林 敦夫	926,912	6,142	2,843	98.85	可決
植村 博之	926,904	6,150	2,843	98.85	可決
齋藤 昇	925,892	7,162	2,843	98.74	可決
澄田 誠	929,814	4,843	1,240	99.16	可決
吉田 和正	931,216	3,441	1,240	99.31	可決
石村 和彦	931,845	2,812	1,240	99.38	可決

第3号議案					
四居 治	926,033	8,622	1,240	98.76	可決
米山 淳二	926,053	8,602	1,240	98.76	可決
八木 和則	933,627	1,030	1,240	99.57	可決
石黒 徹	933,619	1,038	1,240	99.57	可決
藤村 潔	933,438	1,219	1,240	99.55	可決
第4号議案	927,248	5,877	2,772	98.89	可決
第5号議案	883,244	51,406	1,247	94.19	可決
第6号議案	917,632	17,016	1,248	97.86	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。